

北海道宗谷総合振興局告示第1062号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項に掲げる小型機船底びき網漁業(宗谷総合振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年10月30日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
小型機船底びき網漁業(手線三種漁業)(なまこ)	宗海共第6号共同漁業権漁場区域	1月1日から4月30日まで及び6月16日から12月31日まで(ただし、上記漁業時期のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間とする。)	定めなし	総トン数10トン未満	ア 宗谷総合振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者であること。 イ 操業区域になまこを内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者であること。	随時	<p>1. 許可の有効期間は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までとする。ただし、令和6年1月2日以降の許可にあっては、許可の日から令和6年12月31日までとする。</p> <p>2. 起業の認可の有効期間は、令和6年1月1日から令和6年6月30日までとする。ただし、令和6年1月2日以降の認可にあっては、認可の日から6か月又は令和6年12月31日のいずれか早い日までとする。</p> <p>3. この公告に係る申請書の提出先は、宗谷総合振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、宗谷総合振興局長に報告しなければならない。 (2)なまこ以外のものを主たる漁獲の対象として操業してはならない。 (3)使用するけた網は、2台以内とする。 (4)漁具のひき網は、けた網1台につき1本でなければならない。 (5)日没から日の出までの間は、操業してはならない。 (6)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>
同上	宗海共第7号共同漁業権漁場区域	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	宗海共第8号共同漁業権漁場区域	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	宗海共第9号共同漁業権漁場区域	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	宗海共第10号共同漁業権漁場区域	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	宗海共第11号共同漁業権漁場区域	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	宗海共第12号共同漁業権漁場区域	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	宗海共第13号共同漁業権漁場区域	同上	同上	総トン数5トン未満	同上	同上	
同上	宗海共第16号共同漁業権漁場区域	同上	同上	総トン数10トン未満	同上	同上	
同上	宗海共第22号共同漁業権漁場区域のうち、利尻富士町鬼脇と利尻町仙法志の境界線と最大高潮時海岸線との交点から157度15分の線以西、利尻町仙法志と沓形の境界線と最大高潮時海岸線との交点から213度30分の線以东の海域。ただし、80メートル以深の海域を除く。	1月1日から4月30日まで及び6月16日から12月31日まで	12隻	総トン数10トン未満	宗谷総合振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者であること。	令和5年11月1日から令和5年12月1日まで	
同上	宗海共第22号共同漁業権漁場区域のうち、利尻町仙法志と沓形の境界線と最大高潮時海岸線との交点から213度30分の線以北、利尻町沓形と利尻富士町鷺泊の境界線と最大高潮時海岸線との交点から322度30分の線以西の海域。ただし、80メートル以深の海域を除く。	同上	11隻	同上	同上	同上	
同上	宗海共第22号共同漁業権漁場区域のうち、利尻町沓形と利尻富士町鷺泊の境界線と最大高潮時海岸線との交点から322度30分の線以东、利尻富士町鷺泊と鬼脇の境界線と最大高潮時海岸線との交点から65度30分の線以北の海域。ただし、80メートル以深の海域を除く。	同上	12隻	同上	同上	同上	
同上	宗海共第22号共同漁業権漁場区域のうち、利尻富士町鷺泊と鬼脇の境界線と最大高潮時海岸線との交点から65度30分の線以南、利尻富士町鬼脇と利尻町仙法志の境界線と最大高潮時海岸線との交点から157度15分の線以东の海域。ただし、80メートル以深の海域を除く。	同上	4隻	同上	同上	同上	
同上	宗海共第23号共同漁業権漁場区域のうち、礼文町大字船泊村と大字香深村の境界線と最大高潮時西海岸線との交点から102度15分の線以南、礼文町大字香深村と大字船泊村の境界線と最大高潮時西海岸線との交点から233度00分の線以南の海域。ただし、80メートル以深の海域を除く。	同上	11隻	同上	同上	同上	
同上	宗海共第23号共同漁業権漁場区域のうち、礼文町大字香深村と大字船泊村の境界線と最大高潮時西海岸線との交点から233度00分の線以北、礼文町大字船泊村と大字香深村の境界線と最大高潮時東海岸線との交点から102度15分の線以北の海域。ただし、80メートル以深の海域を除く。	同上	17隻	同上	同上	同上	
同上	宗海共第47号共同漁業権漁場区域	同上	73隻	同上	同上	同上	